

体育教師の養成機関における運動観察力の養成方法論の構築

Eine Betrachtung zum Aufbauen der Methode der Schulung der kinästhetischen Beobachtungsvermöglichkeit in der Ausbildung des Sportpädagogen

中村 剛 (教育学部・准教授)

Tsuyoshi NAKAMURA (die pädagogische Fakultät・Assistenzprofessor)

1. はじめに

子どもの運動の善し悪しを判断したり、できない子どもの原因を見抜いたりする運動観察能力 (kinästhetische Beobachtungsvermöglichkeit) は、体育教師に不可欠な専門的指導力の一つとされる。Meinel (1960) が、体育の指導者養成機関における観察能力訓練の必要性を訴えて以来、すでに半世紀が経っている。しかし、未だに運動観察能力の養成方法論は確立されていないし、指導者養成機関のカリキュラムに観察実習は取り上げられていない。近年、ようやく金子 (2002) によって、運動観察能力が観察者自身の創発身体知 (emergente Weisheit des Leibes) に依存していることが明らかにされた。

筆者 (2008a) は、この金子による研究成果を踏まえて、観察能力を支えている創発身体知が観察対象である運動の創発達成能力と創発分析能力、さらにはその習得過程における多層的な志向構造分析の経験であることを明らかにした。さらに筆者は (2008b)、学生の観察能力を高める上で、教員による介入を伴った学生の指導実習への取り組みが、その学生に教員との見方の違いに気づかせる機会を与えるという意味で、非常に有意義なことを指摘している。

本研究は、これらの先行研究の成果に基づいて、教員養成系大学における授業として実施可能な運動観察能力訓練プログラムを構築しようとするものである。

2. 訓練プログラム構築の前提

筆者は 2007 年からの 3 年間、埼玉大学教育学部の 3・4 年生を対象に「器械運動塾」と称した課外授業を行っている。この「器械運動塾」には教員採用試験の実技試験に向けて実技能力の向上を目指す学生と、将来の教職を見据えて体育の指導力の向上を目指す学生が参加している。「器械運動塾」では、前者の学生を後者の学生に指導させるなかで、後者の学生の観察能力の向上を図ろうとしている。

上述のように、観察能力の養成に際しては、教員の介入を伴った学生による指導実習が非常に有効であることがすでに明らかになっているため、この「器械運動塾」では、器械運動の専門家である筆者が学生の指導場面に積極的に介入し、「学習者のどこをどのように見ているのか」とか、「学習者のできない原因がどこにあると思うのか」といったことをたずねたり、筆者が学生と一緒に学習者を指導したりすることによって、学生に筆者との観察の仕方の違いに気づかせるように工夫している。

本研究では、このような「器械運動塾」における観察能力養成プログラムを基にして、大学の正課の授業における観察能力養成実習を構成しようとするものである。

3. 観察能力養成実習の構成上の諸問題と解決策

(1) 観察能力養成実習と一般的な模擬授業との違いについて

「器械運動塾」に実技能力の向上を求めて参加してくる学生は、そのほとんどが器械運動を苦手としており、基本技を習得していない場合が多い。そのため、「器械運動塾」では〈できない者〉に技を指導するという意味で、実質的な指導実習、すなわち促発指導 (mäeutische Leitung) 実習を行うことが可能となる。それは、指導法の授業などにおける器械運動の模擬授業のように、技ができるできないに関係なく、学生が指導者役と学習者役に分かれて擬似的に行われる指導実習とは全く違ったものである。

金子が言うように、運動観察能力は、できない者に運動を身につけさせる能力、すなわち促発能力 (mäeutische Vermöglichkeit) の一つである。したがって、それは本来、学習者が運動を身につける過程 (創発プロセス) との絡み合いのなかで発揮されるものであり、実際にできない者に運動を指導するなかで訓練させるのが最も理にかなっている。少なくとも、形式的に分けられた教師役と生徒役の学生によって展開されるロールプレイング的な模擬授業では、授業のマネジメント能力の訓練にはなっても、この観察能力を高めることはできない。

(2) 正課授業における時間的制約について

「器械運動塾」は月曜日と木曜日の 16 時 30 分から 20 時 00 分の 3 時間半で行われている。それに対して正課の授業は 90 分間であり、このような時間的制約を考慮に入れて、「器械運動塾」の観察能力養成プログラムを再構成する必要があった。しかし、このような時間的制約への対処は、実際、それほど大きな問題とはならなかった。指導対象技を 1-2 つに限定することによって、90 分間の授業においても十分な指導実習の時間を確保することが可能であった。

(3) 受講学生の実技能力のばらつきについて

観察能力養成実習は、筆者が担当する「運動学実験」という授業の中で実施された。この授業は、保健体育の教員養成のための専門科目であり、平成 21 年度は教育学部の保健体育専修の学生 25 名が受講した。保健体育の学生は、比較の実技能力の高い者が多い。そのため、指導実習において学習者役となる者、すなわち器械運動の技ができない者を探すのは難しい。授業では、指導者役と学習者役を決定する上で、次のような工夫が必要であった。

- ① 指導対象技として実技能力が高い者でも比較的達成率の低い運動を設定する。今回は鉄棒運動の「前方支持回転」と「後方支持回転」を指導対象技に選定した。
- ② 指導対象技の習得状況を自己申告させ、実技能力テストによって自己申告の正否を確認する。
- ③ 指導対象技の未習得者を学習者役とし、既習得者を指導者役とする。

(4) 〈学習者役の学生〉への学習保障について

〈学習者役の学生〉に関しては、この実習は器械運動の実技授業と何ら変わらない。少なくとも、運動観察能力の養成実習にはなっていない。このような問題を解決するために、筆者は、この指導実習における〈指導者役の学生〉による〈学習者役の学生〉への指導の様子と、教員 (筆者) による同じ〈学習者役の学生〉への指導の様子を撮影し、これらの映像をもとに同じ〈学習者役の学生〉に対する指導の仕方とその成果の違いを比較検証できるようにした。指導実習の次の回の授業において、この比較検証ビデオを視聴させながら、教員 (筆者) と〈指導者役の学生〉の見方の違いと、そうした違いが生まれた原因について解説し、受講者全員に自らの観察の仕方を反省する機会を確保した。

4. まとめ

以上のような、運動観察能力の養成実習を実施した結果、多くの受講学生から「鉄棒の技の見方が変わった」とか、「今まで自分は全然見ることができていなかった」とか、「先生と自分の見方が違うことが分かった」などといった意見が多く聞かれた。このような彼らの反応から、受講者全員とは言わないまでも、多くの者に、自分の運動観察の仕方について振り返る機会を保障することができたのではないかと考えている。今後は、器械運動の他の技を用いた運動観察能力の養成実習や、球技や武道、ダンスにおける運動観察能力の養成方法論についても検討していきたい。

5. 参考文献

- 1) 金子 明友 (2005) : 『身体知の形成 (下)』, 明和出版
- 2) 中村 剛 (2008a) : 「観察力を支える身体知の例証分析」, 『伝承』 第 8 号, 39-53
- 3) 中村 剛 (2008b) : 「「見る能力」・「見せる能力」の養成をねらいとした体育実践」, 『女子体育』 第 50 巻第 6 号, 38-43